

資料 1

第1回 石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会

説明資料

平成26年10月15日 午後2時～

石狩市花川北コミュニティセンター

石狩湾新港全景



○再生可能エネルギーに関する国の方針、施策等

エネルギー基本計画(2014. 4. 11閣議決定)

第2章 エネルギーの需給に関する施策についての基本的な方針

第2節 各エネルギー源の位置づけと政策の時間軸

(1) 再生可能エネルギー

②政策の方向性

再生可能エネルギーについては、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。

第3章 エネルギーの需給に関する長期的、統合的かつ計画的に講ずべき施策

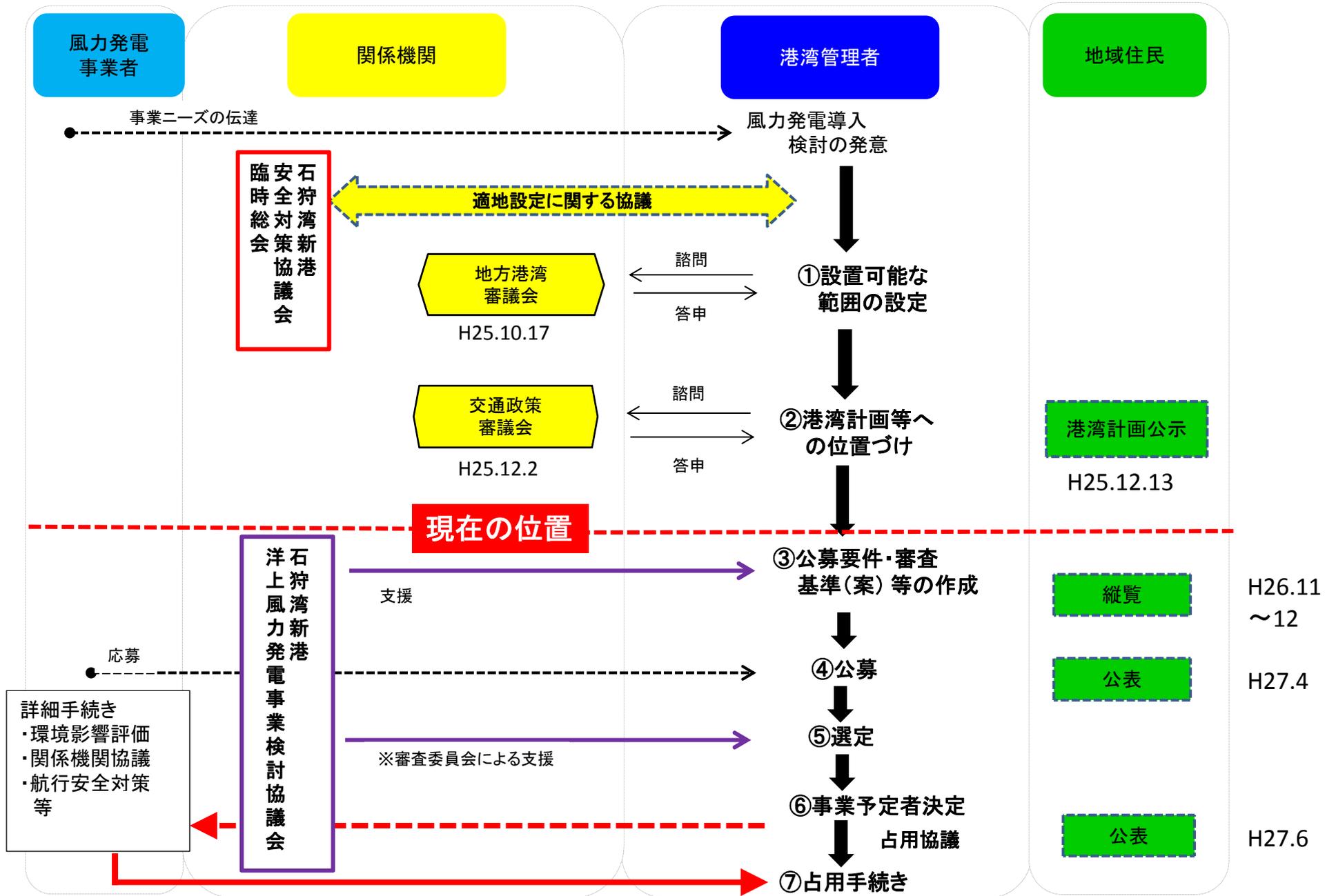
第3節 再生可能エネルギーの導入加速～中長期的な自立化を目指して～

1. 風力・地熱の導入加速に向けた取組の強化

②洋上風力

中長期的には、陸上風力の導入可能な適地が限定的な我が国において、洋上風力発電の導入拡大は不可欠である。

○風力発電事業の導入に係るフロー図



○風力発電施設の設置可能な範囲について (再生可能エネルギー源を利活用する区域について)

- ・「港湾における風力発電について」(港湾の管理運営との共生のためのマニュアル、H24.6国交省・環境省)の公表。
- ・ マニュアルに基づき、複数の風力発電施設による総出力1万KW以上の風力発電施設が設置可能な範囲について、昨年、関係機関と個別に協議を行ったうえで範囲の設定を行ったところ。
- ・再生可能エネルギー源とは？
エネルギー源として永続的に利用できると認められる太陽光、風力、地熱など。

 今回は「風力」を想定。

- ・利活用する区域とは？
再生可能エネルギー源を利活用する事業が実施可能な空間。

 事業化を保証するものではない。

○区域設定に関する意見

●小樽海上保安部

- ・総論的な項目の検討。
- ・航行安全、錨地等への影響。

●石狩湾漁業協同組合

- ・将来の漁業生産への懸念はあるものの、風力発電事業による漁網具への被害、操業の安全確保、漁業生産への影響について適切な検討を行うことを条件に、風力発電施設の設置可能な範囲を設定する港湾計画の一部変更について同意する。

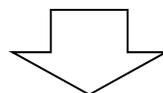


「今後の検討事項」として、石狩湾新港風力発電事業検討協議会において、公募要項等での対応について検討する。

○港湾計画一部変更 手続きフロー

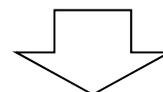
風力発電施設導入に際して「港湾の管理運営と風力発電施設の共生可能な立地」を明確化するためには、適地の設定について、港湾計画等に位置付ける。

石狩湾新港地方港湾審議会
(平成25年10月17日)



国土交通大臣に計画書(案)提出

国土交通省交通政策審議会港湾分科会
(平成25年12月2日)



国土交通大臣から通知

港湾計画一部変更
(平成25年12月13日)

○石狩湾新港の取組み

平成25年12月、港湾計画の一部変更を行い、風力発電施設が設置可能な範囲（再生可能エネルギー源を利活用する区域）を設定した。



○検討協議会設置の趣旨

港湾における風力発電導入に際しては、港湾の管理運営との共生に配慮する必要がある。

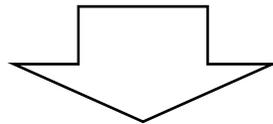
特に、港湾区域(水域)に風力発電施設が設置される場合は、船舶の航行安全、漁業活動への影響など通常の陸域には無い更なる配慮事項が加わることになり、港湾管理者は様々な関係機関及び関係者の意向を参考に調整していくことが想定される。

そのため、港湾管理者が円滑に事業者の選定を行い、合理的な基準を持った占用許可決定を行うための、支援及び調整組織が必要と考えられる。

そこで、石狩湾新港における風力発電施設の円滑な導入を図るため、関係行政機関、港湾関係者及び有識者等から構成される「石狩湾新港洋上風力発電事業検討協議会」を設置する。

○検討協議会の役割

- ・公募時は、具体的な事業計画が不明。
- ・公募においては、
船舶航行及び錨泊への安全の確保、漁業や自然環境へ配慮などの要件を付す必要がある。
- ・公募要項、審査基準等の作成は、港湾管理者のみでは難しい。



「検討協議会」による助言等の支援が不可欠

風力発電事業者を公募する際の公募要項・審査基準、評価基準の策定に係る検討支援

○審査委員会の役割

風力発電事業予定者の選定に係る審査支援

《参考》

他港における風力発電導入に係る
検討協議会設置状況



平成26年10月15日現在(石狩湾新港管理組合調べ)

○今後のスケジュールについて

H26.10 第1回協議会〈公募要項・審査基準(案)の提案〉

H26.11 第2回協議会〈公募要項・審査基準(案)の検討〉

H26.11～12 公募要項・審査基準(案)縦覧・・・パブリックコメント募集

H26.12～H27.1 第3回協議会〈公募要項・審査基準(案)の検討、評価基準(案)の提案、
審査委員会委員選任〉

H27.3 公募要項・審査基準の決定(港湾管理者)

H27.4 第4回協議会〈評価基準(案)の検討〉

H27.4 評価基準の決定(港湾管理者)

H27.4 公募開始(1カ月)

H27.5 公募終了

H27.6 審査委員会の開催〈事業予定者の選定〉

※『港湾における洋上風力発電の導入円滑化に向けた技術ガイドライン』は、国土交通省において平成26年度内に作成される予定

○公募要項・審査基準(案)について

・公募要項・審査基準の策定に係るプロセス

- ①公募要項・審査基準(案)を事務局にて作成 (※別紙資料参照)
- ②公募要項・審査基準(案)について、協議会委員からの助言、意見等
- ③助言、意見等をもとに公募要項・審査基準(案)を修正
- ④修正された公募要項・審査基準(案)の縦覧を行い、パブリックコメントの手続きを経て、港湾管理者にて公募要項・審査基準を決定